

## 新型コロナウイルス感染症等対策を考慮した避難所対応について

災害発生時の避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症等の予防対策については、今まで以上に感染症拡大防止に向けた衛生管理と避難者の健康管理が必要になってくることから、野洲市避難所運営マニュアルにおいては感染症予防対応を更に充実するため、特に避難所の運営体制(短期的・長期的)について、以下①②③の 3つのポイントをふまえ、実施することとします。

### ●避難所運営において、衛生面における安全の確保のためにしなければならないこと

#### ① 3つの密を避けること

「密閉」「密集」「密接」を避けるための「換気・人との距離・会話の距離」確保

#### ② 飛沫・接触感染の防止対策を徹底すること

マスクの着用・手洗いなどの手指衛生対策と避難者の体調管理

#### ③ 施設の利用時の特徴(動線・安全性)を確認しておくこと

感染症予防のための人の動線と避難所としての安全衛生確認

同空間内の分離や別室確保、定員減対応による別避難所の確保

避難所での衛生環境の確保に向けて必要となる上記の3つのポイントを実現していくために、避難所の開設準備から閉鎖までの運営において、それぞれ実現すべき以下の業務について留意事項として再整理しておく必要があります。

また、現行の避難所運営マニュアルでは、避難所で組織する避難所運営委員会の各班の活動は地元自治会と協力することとなっていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けては、先に、保健師の指導に従い保健衛生班が中心になって（職員が必ず入って）環境設定を行います。

### 《避難所運営のための留意事項》

#### 1. 衛生用品調達に関すること

- ・ 避難者個人の衛生用品（マスク等）は、基本的に持参していただく。
- ・ 中長期別に必要物品は変化するが、特に衛生環境の確保や維持に必要な物品の調達は早めに行い、応急キットを揃えておく。

#### 2. 安全管理に関すること

- ・ 「感染予防マニュアル」に基づき関係者の事前周知を行う。 別紙
- ・ 感染予防のための基本的なレイアウトを作成する。

#### 3. 合理的配慮に関すること

- ・ 災害時は情報が命の要となるため、要配慮者にも「情報」をしっかりと提供できるように、情報伝達手段（掲示板用品や手話通訳者派遣依頼の手順、既存ポスターなど）を用意しておく。

#### 4. 関係機関への事前調整に関すること

- ・ 社会的距離を保つためのレイアウト想定と新たな衛生管理方法等について、物品の確保や施設利用のルール確認などが必要なことから施設管理者との協議を行う。
- ・ 必要であれば、福祉班と医療救護班との連携を目的に既存様式を調整しておく。  
(保健衛生班のマニュアルを修正)

#### 5. 避難所開設準備体制に関すること

- ・ 避難所で隔離などの配慮が必要となる新型コロナウイルス感染者への濃厚接触者・自宅待機者・宿泊療養者等の把握のため、保健所と随時情報連携できるようにしておく。
- ・ 新型コロナウイルス感染者や感染の疑いがある人のための避難所確保や、感染予防のため必要な空間距離の確保等が必要で、基本的に通常の収容人数まで避難者の受け入れが出来ないことから、必要に応じて指定避難所以外の避難場所についても確保・拡大できるように協議しておく。
- ・ 定員を50%減らした環境設定を心掛け、避難した避難所が満杯のときには、他の受け入れ可能な避難所の案内ができるように情報を共有しておく。

#### 6. 避難所開設時に関すること

- ・ 受付簿となる避難所運営マニュアルの管理班が所轄する様式にある避難者一覧表(様式⑤)と世帯ごとの避難者名簿(様式⑥)を再作成する。
- ・ 受付状況を参考に避難所レイアウトが組めるようにしておく。

#### 7. 短期の避難所生活に関すること

- ・ 避難者受入れ時に、体調を確認するとともに、衛生環境が良好に維持できるように協力をお願いする。
- ・ 体調不良者が来所した場合の対応フローを共有しておく。  
(出入口が別、別室案内、申出をしやすい受付)

#### 8. 中長期の避難所生活に関すること

- ・ 必要となる衛生環境の再点検を行う。(併せて災害時応援協定の締結先等から必要となる物品等の購入・配置準備)
- ・ 飛沫感染防止の対策を行う。(パーティション設置、段ボールベッド、個室・福祉避難室等の確保)
- ・ 食料品・日用品の確保を行う。(衛生状態維持のため保管方法に注意)
- ・ 避難者の体調管理体制(医療関係者との連携)を整えておく。また、体調管理のための個人の健康管理票(新規様式⑳)を準備する。
- ・ 居住空間(社会的距離とプライバシーを保つために必要な面積)の確保を行う。

#### 9. 避難所閉鎖時に関すること

- ・ 施設内の消毒を実施する。
- ・ 有症状者の処遇先を確保する。

※上記体制については、令和3年3月までの避難所運営の対応マニュアルとし、状況に応じて内容は変更する。

## 避難者及び避難所運営者の感染予防マニュアル(簡易版)

避難所において感染者が拡大する **共通リスク** の理解が必要です  
(1 つでも該当項目があれば、早急に対応が必要です。)

- 避難者が過密である
- 換気が不十分である
- 十分な手洗いができない
- うがいができない
- 生活用水が不足している
- 清掃できない
- 土足である
- ペットが避難所室内に同居している(盲導犬は配慮のこと)

(参考 災害時の保健活動マニュアル/R1 日本公衆衛生協会)

## 感染拡大防止のためにできること (※災害時は①～⑪を拡大して掲示します。)

- ① 会話など 3 密(密閉・密集・密接)を避け、居住空間も 3 密を避けましょう
- ② 定期的に換気を行いましょ
- ③ こまめに手洗い・うがい・消毒を行いましょ
- ④ こまめに身の回りの共用部分のアルコール消毒等を行いましょ
- ⑤ 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょ
- ⑥ 集団生活のため、常にマスクを着用し、咳エチケットを守りましょ
- ⑦ 食器や洗面用具、タオル、髭剃り、携帯電話などを他の人と共用しないようにしましょ
- ⑧ 身の回りの整理整頓、掃除に努めて、清潔を保ちましょ
- ⑨ 不安や緊張からストレスが過大になっていますので、心身の健康の維持に努めましょ
- ⑩ 熱中症予防・疾病防止のため、水分補給を積極的行いましょ
- ⑪ 避難所の衛生的な環境づくりに協力しましょ

(参考 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック/JVOAD)

上記の「感染拡大防止のためにできること」を避難所ルールとして運用できるように、避難所マニュアル保健衛生班の役割に盛り込みますので、保健師、避難者の代表者(自治会等)、市職員がルール励行の指揮をとってください。